

令和5年6月14日

三原市地域公共交通活性化協議会 会長 様

尾道市地域公共交通協議会
会長 渡邊 一成

尾道広島空港線の三原市への乗入れに対する協議について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、尾道広島空港線につきましては、現在運行の再開に向けて準備を進めております。

運行にあたっては、三原市の一部地域への乗入れをしたいと考えています。

つきましては、別紙1「証明書」に基づき、貴協会で次の項目について協議いただきますようお願い申し上げます。

1. 別紙1「道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書」の交付をお願いいたします。

- ・協議が調っている路線又は営業区域（資料1・2参照）
- ・協議が調っている運行系統又は運送の区間（資料1・2参照）
- ・協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法（資料1参照）
- ・適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件
運行車両について（資料1参照）

高速バス路線「尾道広島空港線」運行計画

1 運行予定者

大平交通株式会社（尾道市向島町 2 3 2 - 2 7）

2 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

3 事業の目的

広島空港を利用する市民や観光客の利便性を向上させ、誘客促進による地域活性化を図るため、尾道市内から広島空港間を運行することを目的とする。運行にはAI 乗合タクシーのシステムを活用し、複数の予約があった場合でも、最適なルートを設定し、乗り合わせる事が可能なデマンド方式の運行を行う。デマンド方式の運行に伴い現在運休している路線を廃止する。

4 運行計画

(1) 運送の区間

向島・向東～尾道市内(高須・栗原・吉和・三成)～広島空港

(2) 運行エリア

資料 3 - 2 のとおり

(3) 運行開始日（予定）

令和 5（2023）年 7 月 20 日（木）

(4) 運行日、運行ダイヤ、利用方法等

【運行日】 年中無休

【運行ダイヤ】

1 運行日につき 8 便の運行とする。（行き 4 便・帰り 4 便）

空港行き便 (出発地から目的地)	空港帰り便 (目的地から出発地)
8:30	9:30
11:10	11:30
14:50	15:10
18:40	20:00

【予約方法】 WEB アプリ

【予約時間】 各運行便の発車時刻の 3 時間前まで

(5) 乗車運賃

乗車運賃（片道）	
小学生以上	乗車1回につき 4,000円
未就学児	乗車1回につき 無料

(6) 運行車両

普通車（10人乗り）とする。

車両台数は4台とする。

※使用車両及び施設は乗用事業と併用する

※上記定員には運転手1名を含む

※常用車のほか必要な予備車を配置するものとする

(7) その他

① 天災・交通渋滞により、バスが予定時刻に発車または到着できない場合がある
（遅延による払戻はしない）

② 気象状況・航空便の欠便等により、運転を見合わせる場合がある

③ 広島空港出発時刻は、飛行機の到着にあわせ変更する場合がある

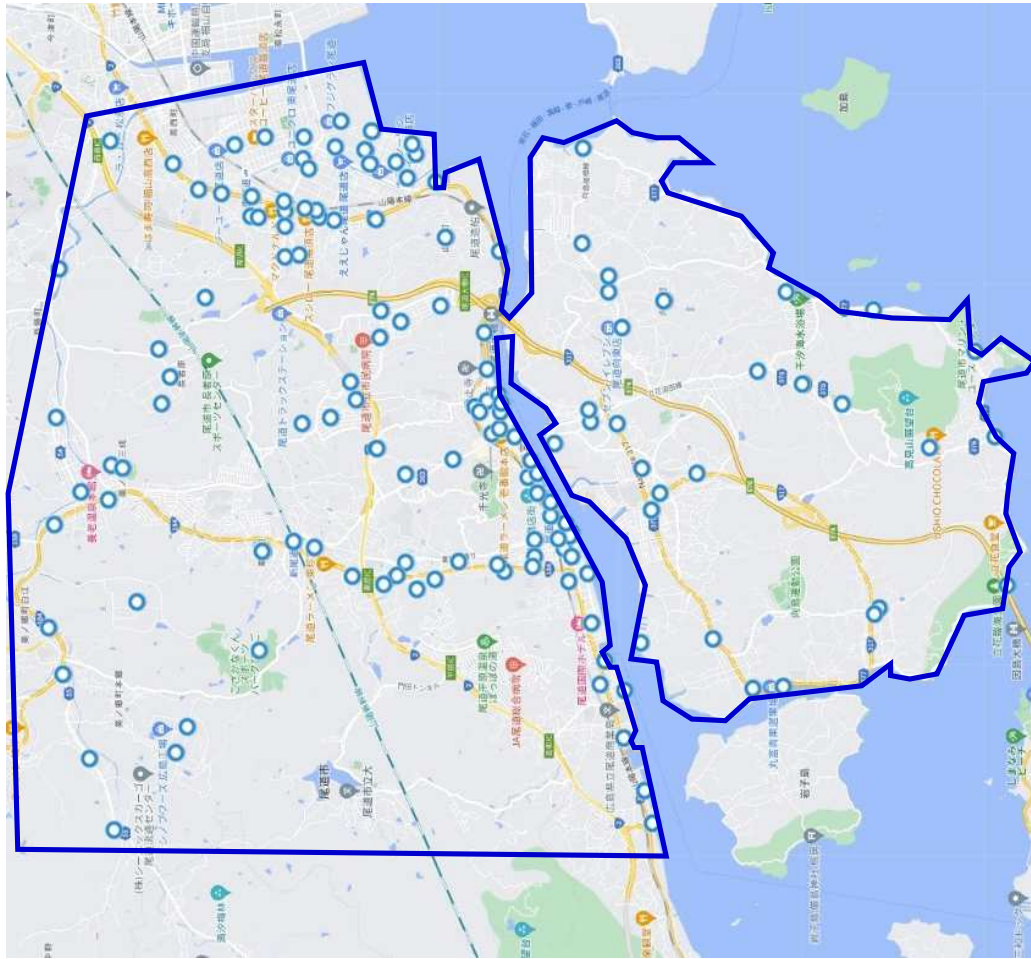
④ 満席の場合は、続行便等の対策を講じる

⑤ 車いすのお客様などハンデキャップのある方の利用の際には必要な対策を講じる

尾道広島空港線運送区間図

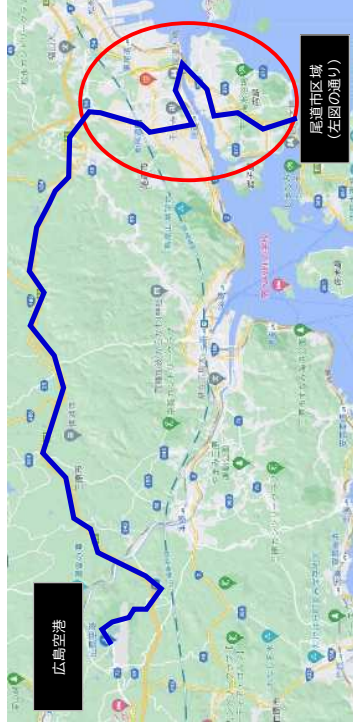
資料 2

【尾道市区域(図示)】



青線が運行区域
水色の縁の丸印が乗降地点

【尾道市区域～広島空港】



道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和 5 年 6 月 27 日付け三原市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
別紙協議内容のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
別紙協議内容のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙協議内容のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件
運行車両については、別紙協議内容のとおり

令和 5 年 6 月 27 日

三原市地域公共交通活性化協議会

会長

印